



目 次

規 則	ページ
◎高知県公務員宿舎規則の一部を改正する規則	1
告 示	
○告示（令和6管理年度における知事管理漁獲可能量の定め（するめいか及びくろまぐる））の一部改正（漁業管理課）	1
○保安林の解除予定の通知（治山林道課）	1
○基本測量の実施の通知（2件）（用地対策課）	1
○道路の区域変更（3件）（道 路 課）	1
○建築基準法による道路の位置の指定（建築指導課）	2
高知県公安委員会告示	
○銃砲刀剣類所持等取締法に基づく猟銃安全指導委員の委嘱	2

規 則

高知県公務員宿舎規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和6年7月30日
高知県知事 濱田 省司

高知県規則第67号

高知県公務員宿舎規則の一部を改正する規則

高知県公務員宿舎規則（昭和32年高知県規則第20号）の一部を次のように改正する。
第7条第6項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。
6 県が民間賃貸住宅を借り上げて設置する有料宿舎（以下この項において「借上げ宿舎」という。）の貸与を受ける者に係る当該貸与の経緯等に特別の事情があると知事が認める場合は、当該借上げ宿舎の住宅の使用料の額は、前各項の規定にかかわらず、知事が別に定める。

附 則

（施行期日）

- この規則は、公布の日から施行する。（経過措置）
- この規則による改正後の高知県公務員宿舎規則の規定は、令

和6年5月7日以後の宿舎の使用について適用し、同日前の期間に係る宿舎の使用については、なお従前の例による。

告 示

高知県告示第461号の2

令和6年3月高知県告示第251号（令和6管理年度における知事管理漁獲可能量の定め（するめいか及びくろまぐる））の一部を次のように改正する。
令和6年7月22日（掲示済）

高知県知事 濱田 省司

2の(1)のA中「6.312トン」を「2.132トン」に改め、2の(1)のE中「0.121トン」を「3.883トン」に改め、2の(1)のE中「12.340トン」を「12.758トン」に改め、2の(3)のA中「16.419トン」を「3.239トン」に改め、2の(3)のE中「2.639トン」を「14.501トン」に改め、2の(3)のE中「6.698トン」を「8.016トン」に改める。

3の(2)のA中「7.416トン」を「7.762トン」に改め、3の(2)のE中「1.481トン」を「3.088トン」に改め、3の(2)のE中「2.861トン」を「0.908トン」に改める。

高知県告示第470号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和6年7月30日

高知県知事 濱田 省司

- 解除予定に係る保安林の所在場所
高岡郡四万十町浦越字タデノワダ259の202（国有林）
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 解除の理由
道路用地とするため

高知県告示第471号

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を令和6年7月9日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示する。
令和6年7月30日

高知県知事 濱田 省司

- 作業種類
基本測量（成果不整合地域における基準点改測）
- 作業期間
令和6年7月10日から令和7年2月28日まで
- 作業地域
長岡郡本山町、大豊町及び幡多郡大月町

高知県告示第472号

目次中◎印のあるものは、高知県法規集に登載するものです。

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を令和6年7月9日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示する。

令和6年7月30日

高知県知事 濱田 省司

- 作業種類
基本測量（電子基準点現地調査）
- 作業期間
令和6年7月10日から令和7年2月28日まで
- 作業地域
宿毛市、土佐清水市、四万十市並びに幡多郡大月町及び黒潮町

高知県告示第473号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和6年7月30日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年7月30日

高知県知事 濱田 省司

- 道路の種類 国道
- 路 線 名 439号
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
吾川郡仁淀川町田村字カシノモトミチノシタ735番1から吾川郡仁淀川町田村字カシノモトミチノシタ734番1まで	前	15.8 20.8	39
	後	22.7 32.0	39

高知県告示第474号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和6年7月30日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年7月30日

高知県知事 濱田 省司

- 道路の種類 国道
- 路 線 名 493号
- 道路の区域

区 間	変更前 後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
安芸郡北川村小島 579番1から 安芸郡北川村平鍋字 ヒノ谷462番3まで	前	8.9 }	1,631
	後	8.9 }	1,631

高知県告示第475号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和6年7月30日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年7月30日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 493号
- 3 道路の区域

区 間	変更前 後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
安芸郡東洋町野根字 中高畑丁306番1	前	6.1 }	245
	後	23.6 }	245

高知県告示第476号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号に規定する道路として次のとおり指定する。

令和6年7月30日

高知県知事 濱田 省司

地 名	地 番	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
土佐市高岡 町字西ノ裏 丙	334番4	6.00	38.16	
		6.00	2.00	
		}		

		10.00		
		10.00	7.50	

公安委員会告示

高知県公安委員会告示第20号

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第28条の2第1項の規定に基づき、次のとおり猟銃安全指導委員を委嘱する。
なお、委嘱期間は、令和6年8月1日から令和8年7月31日までとする。

令和6年7月30日

高知県公安委員会委員長 刈谷 敏久

氏名	活動区域
清岡 重彰	高知地区(高知県警察の設置及び定員に関する条例(昭和29年高知県条例第14号。以下「条例」という。)別表に規定する高知県高知警察署の管轄区域をいう。以下同じ。)
杉本宗一郎	高知地区
横山 徹	高知地区
北川 直徳	高知南地区(条例別表に規定する高知県高知南警察署の管轄区域をいう。以下同じ。)
谷 巖	高知南地区
小笠原徳孝	高知東地区(条例別表に規定する高知県高知東警察署の管轄区域をいう。以下同じ。)
上村 行和	高知東地区
川村 栄一	高知東地区
清野 明良	高知東地区
近藤 洋一	高知東地区
佐賀野智也	高知東地区
高橋 俊介	高知東地区

弘田 卓司	室戸地区(条例別表に規定する高知県室戸警察署の管轄区域をいう。以下同じ。)
未 暁士	室戸地区
清岡東洋夫	安芸地区(条例別表に規定する高知県安芸警察署の管轄区域をいう。以下同じ。)
田所 正弥	安芸地区
続宗 雄一	安芸地区
山内 原收	安芸地区
井上 博昭	南国地区(条例別表に規定する高知県南国警察署の管轄区域をいう。以下同じ。)
上山 宏	南国地区
上池 英世	南国地区
田原 和幸	南国地区
恒石 祐行	南国地区
西 憲一	南国地区
森尾 元彦	南国地区
井上 恵	土佐地区(条例別表に規定する高知県土佐警察署の管轄区域をいう。以下同じ。)
高橋 宗治	土佐地区
松岡 功次	土佐地区
森田 英二	土佐地区
小野 由雄	佐川地区(条例別表に規定する高知県佐川警察署の管轄区域をいう。以下同じ。)
佐藤 良一	佐川地区
山中 一夫	佐川地区

田部 義博	須崎地区（条例別表に規定する高知県須崎警察署の管轄区域をいう。以下同じ。）
中岡 俊輔	須崎地区
宮崎 秀郎	須崎地区
吉良 榮	窪川地区（条例別表に規定する高知県窪川警察署の管轄区域をいう。以下同じ。）
武内 繁雄	窪川地区
山田 隆三	窪川地区
秋田 洋一	中村地区（条例別表に規定する高知県中村警察署の管轄区域をいう。以下同じ。）
岡村 好文	中村地区
坂本 守裕	中村地区
間崎 孝幸	中村地区
河野 正和	宿毛地区（条例別表に規定する高知県宿毛警察署の管轄区域をいう。以下同じ。）
新谷 和平	宿毛地区
濱田 安俊	宿毛地区